

令和元年 11月 21日

保護者各位

釧路市立中央小学校
校長 塩住 啓介

長期休業期間の短縮について

晩秋の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろより本校の教育活動にご理解とご支援をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、小中学校では、文部科学省が示す学習基準「学習指導要領」において最低限授業をこなさなければならない授業時数「標準時数」が示されており、各学校では標準時数に加えて行事やクラブ活動、児童会・生徒会活動等の時間を確保しなければなりません。

さらに、学校は自然災害等による臨時休校やインフルエンザ等によりやむを得ず休業する時間にも備えた授業時数を確保することが求められています。

こうした中、学習指導要領が改訂され、次年度からは小学校において3・4年生で外国語活動が、5・6年生で外国語科が全面実施されます。これまで各小学校では、全面実施に向けて、授業時数を段階的に増やしながら対応してまいりましたが、これ以上の学校毎の対応は教育課程の編成上、限界に来ております。

この様な状況を踏まえまして、釧路市小中学校校長会と釧路市教育委員会で協議を重ねた結果、本市では、令和2年度から小中学校ともに長期休業期間を1日削減し、49日間とすることにいたしました。中学校では、学習指導要領改訂に伴う授業時数の増加はありませんが、自然災害による臨時休校の増加への対応や、ゆとりのある教育活動を行うため、また、義務教育である小中の学びの連続性を考慮し、小学校と同様の措置といたしました。

子どもたちにとって、長期休業期間中は学校で学ぶことのできないことを体験できる貴重な機会ではありますが、教育活動の充実に向けて授業日数を確保するため、保護者の皆様にはご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。